

国土交通省届出

冷蔵倉庫荷役料率表

(平成9年4月1日実施)

神戸市中央区磯上通2丁目2番21号

森本倉庫株式会社

Tel:078-231-4951

冷蔵倉庫荷役料率表

(平成9年4月1日実施)

1. 適用規定

- (1) この料率表は、寄託者の貨物が倉庫業者の指定する荷捌場に取り卸されてから、荷捌場にて引渡されるまでの作業に適用するものとする。
- (2) 普通荷役料率は庫入又は庫出料率とする。
- (3) 普通荷役料は、貨物の体積又は重量による各算出額のうちいずれか大なる方による。
貨物の体積は、荷造包装の外部からはかった体積とする。
貨物の重量は、風袋込皆掛重量とする。
- (4) 寄託者の要求によって検品、改装、見本摘出、特殊仕訳、マーク刷、エフ付その他の作業をした場合の費用は、寄託者の負担とする。
- (5) 料金の計算方法
 1. 割増が重複する場合は、各割増率を合算して本表料率に乘じ計算する。
 2. 1口の貨物が少量の場合には、1個 25dm³ 又は 10kg 未満のものは、それぞれ 25dm³ 又は 10kg として計算する。但し、ばら貨物はこの限りでない。
 3. 1個（ばら貨物を除く）当りの料金に 10 銭未満の端数があるときは、その端数金額を 10 銭として計算する。
 4. 請求各口につき 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を 10 円として計算する。
- (6) 一回の庫入又は庫出料金が 600 円に満たないときは 600 円とする。

2. 料率表

(1) 普通荷役料率（荷造物）

庫別	単位	料率		
		甲地区		
F級室 (-20℃以下)に対する荷役	10kgに付	32円40銭		
	10dm ³ に付	13円00銭		
F級室 (10℃以下-20℃未満)に対する荷役	10kgに付	27円50銭		
	10dm ³ に付	11円00銭		

(2) 特殊荷役料率

はい替	普通荷役料の7割
検量	同 3割
仮置	同 3割
入庫時仕訳及び出庫時品揃え（1荷口）	
（イ）4種類まで	普通荷役料の3割
（ロ）5種類以上9種類まで	同 5割
（ハ）10種類以上次の10種類までごと 倉移し	（ロ）の料率に1割を加算する 庫入及び庫出料率の合算額

3. 割増規定及び割引規定

- (1) 1荷口1ト未満又は2.5m³未満の小口貨物については、本表料率の5割増とする。
但し、1ト又は2.5m³に相当する料金を超えることはできない。
- (2) かさ高品、ばら貨物、荷造不完全貨物等荷役又は高価品、汚染品、破損し易きもの、その他取扱上特に手数を要するものの荷役については、本表料率の10割増以内の割増をつける。
- (3) 寄託者の要求による強行荷役は、本表料率の5割増をつける。
- (4) 営業時間外（休日等を含む）及び17時から21時30分までの荷役は、本表料率の6割増とし、21時30分から翌日の5時までは10割増とする。

(5) 保税地域蔵置貨物（内国貨物として庫入された貨物を除く）は、本表料率の1割増とする。

(6) 摂氏零下40度以下の室に対する荷役は、本表料率の5割増とする。

(7) 1荷口500トン以上の場合、当該貨物全量につき、本表料率の5%割引とする。

4. その他料金

(1) 寄託者の要求により重量読取り作業を行った場合は、その料金は普通荷役料率の3割とする。

(2) 寄託者の要求により分割出庫した場合は、その手数料は2回目以降1回につき100円とする。

(3) その他寄託者の要求により特別の作業を行った場合は、別に料金を徴収する。

5. 消費税の加算

1から4までによって計算した料金の総額に対し消費税（地方消費税を含む）相当額を別途加算するものとする。但し保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではない。

加算に当たっては、1(5)4にかかわらず、上記により計算された金額に1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入するものとする。

6. 適用地区

	地区名
甲地区	神戸市、西宮市